

就学援助制度について

南九州市が設置する学校に通う児童生徒を就学させることが経済的に困難な保護者に対し、小学校及び中学校で係る費用の一部を援助しています。

1 就学援助の認定要件

(1) 対象児童生徒が属する世帯が、次の①～④のいずれかに該当している

- ① 生活保護の停止または廃止のあった世帯
- ② 市民税非課税世帯
- ③ 児童扶養手当(全部支給)を受給している世帯
- ④ ①～③には該当しないが、生活状況の悪化等により援助が必要と認められる世帯

2 決定の通知

認定の結果は7月上旬ごろ、保護者へ通知します。

3 支給方法

援助費は、年3回(7月・12月・3月)に分けて、申請者名義の金融機関口座に振り込みます。

ただし、学校納付金に未納がある場合は未納金額分を差し引いた額を支給します。

◆就学援助の支給額◆(令和7年度～)

区分	学年	学用品費等	新入学 学用品費	修学旅行費	体育実技 用具費
小学校	1年生	13,230 円	57,060 円	－	－
	2～6年生	15,500 円	－	実費支給	
中学校	1年生	25,040 円	63,000 円	－	7,650 円 (上限額)
	2・3年生	27,310 円	－	実費支給	

※ 学校給食費は、無償化により保護者負担がないため、支給はありません。

※ 学用品費等は、学用品費、通学用品費、校外活動費を含みます。

※ 1年生が対象の新入学学用品費には、通学用品費相当額が含まれています。

※ 修学旅行費は、対象者(対象学年かつ実際に参加した場合)のみに支給します。

※ 体育実技用具費は主に柔道着等の購入に際して支給するもので、表示金額は上限です。

※ 要保護(生活保護受給)世帯については、修学旅行費と医療費のみが対象です。